

平成29年第3回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成29年9月13日（水）

場所：大曲庁舎 議会応接室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成29年9月13日（水曜日） 午前10時58分～午前11時02分

会 場： 大仙市役所 3階 議会応接室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：今野功成

総務課長：福原勝人

総務課主幹：高橋 学

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

審議案件

第1 議案第126号 大仙市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時58分

○委員長（佐藤清吉） 本会議休憩中のところ、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

説明については、簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（佐藤清吉） 議案第126号、「大仙市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） それでは、ご説明申し上げます。

資料はNo.7の追加議案書でございます。1ページをお願いいたします。

議案第126号、大仙市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、年の途中において、新たに会派が結成された場合における政務活動費について、会派が結成された翌月分から交付することとしている現行の規定を見直し、会派の結成が月の初日に当たる場合は、結成された当月分から交付することとするものであります。また、これに伴いまして、会派の所属議員数の増加若しくは減少、または、解散があった場合の追加交付または、返還につきましても、当該事由が生じた日が、月の初日に当たる場合は、当月分からとするもので、平成29年10月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（佐藤清吉） はい、当局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長(佐藤清吉) 以上で、本日、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(佐藤清吉) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前11時02分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐藤清吉